

南海トラフ地震防災対策計画 作成の手引き 【事業所編】

1. 計画を作成していただく事業所

・南海トラフ地震防災対策計画（以下「対策計画」という。）を作成する事業所は、次の事項に当てはまる事業所等です。

（１）南海トラフ地震防災対策推進地域に指定された市町村のうち、南海トラフ地震によって30センチ以上の浸水が想定される区域に所在する事業所等です。

・浸水区域は、県のホームページに掲載しています。区域が判別できない場合は、市町村防災担当部局にお問い合わせください。

（２）作成していただく事業所は下記の事業所等で、別表「種別一覧表」に記載された業種です。

- ・病院、劇場、百貨店、旅館など不特定多数の者が出入りする施設
- ・石油類、火薬類、高圧ガスの製造、貯蔵、処理 又は取扱い施設
- ・鉄道事業その他一般旅客運送に関する事業
- ・学校、社会福祉施設、水道、電気、ガス、通信、放送事業 等

・消防計画や各種予防規程等（以下「消防計画等」という。）を作成しなければならない事業者等は、南海トラフ特措法でも、対策計画を作成しなければなりません。

※従業員50～1000人の工場は、南海トラフ特措法では、対策計画作成の事業所となっていませんが、地域における影響を考慮して、作成をお願いします。

2. 対策計画で定める内容

・対策計画では、次の（１）～（３）の事項を定めてください。

（１）津波からの円滑な避難の確保に関する事項

実効性のある避難計画となるために、津波からの避難として次の具体的な事項は、必ず計画に盛り込んでください。

- ①避難場所 ②避難経路 ③避難者数（従業員と顧客等避難予想人数）

(2) 南海トラフ地震に係る防災訓練に関する事項

大規模な地震を想定した防災訓練を年1回以上実施するよう努めるものとし、その実施内容、方法等を明示してください。

(3) 地震防災上必要な教育及び広報に関する事項

各計画主体は、その職員等に対して、その果たすべき役割等に相応した地震防災上の教育を実施し、その実施内容、方法等を明示してください。

※別紙の対策計画の例を参考に作成してください。

なお、県ホームページにも掲載しております（Word版）ので、ご利用ください。

作成に当たっての留意事項

<具体的留意事項>

- ①お客様、従業員等の命を守ることを第一とし、避難場所、避難経路、避難者数を明記して下さい。
- ②大規模な工場等にあつては、市町村指定の緊急避難場所を利用する場合は、収容人員等を考慮し、市町村や地域の自主防災組織等と協議して下さい。
- ③病院、福祉施設等は、避難行動要支援者の避難について十分な配慮をして下さい。
- ④保安措置を講ずべき施設については、その措置内容を計画に盛り込んで下さい。
- ⑤公共性の高い事業所は、業務停止の結果生ずる事象に対して講ずべき措置を定めて下さい。

3. 作成の特例

- ・消防計画等を作成しなければならない事業所は、上記の項目を消防計画等に規定することで、対策計画を作成したとみなすことができます。

※この場合、当該計画部分を、「南海トラフ地震防災規定」といいます。

これらの事業所等においては、消防計画等を変更して「南海トラフ地震防災規程」を盛り込んでください。

4. 届出について

- ・対策計画又は南海トラフ地震防災規程を作成した場合は、対策計画は、県知事へ、南海トラフ地震防災規程は、所管する官公署へ届け出るとともに、その写しを市町村長に送付することとなっています。（特措法第7条6項、第8条2項）

※県では、事業者の皆様の事務軽減のため、届出手順を次のとおりとしました。

(1) 対策計画を作成した場合

①届出していただく書類と部数

届出書（県知事あて）と対策計画 1部、送付書（市町村長あて）と対策計画書の写し 1部

※届出書と送付書の様式は、別紙のとおりです。

県のホームページに様式（Word版）を載せていますので、ご活用ください。

②届出・送付先は、大分県の防災危機管理課

〒870-8501

大分市大手町3丁目1番1号 大分県生活環境部防災危機管理課

電話：097-506-3067

※提出された書類のうち送付書（市町村長あて）と対策計画書の写しは、防災危機管理課から市町村に送付いたします。

(2) 消防計画等を変更した場合

消防計画の場合

①届出していただく書類と部数

南海トラフ地震防災規程の正本2部と送付書（市町村長あて）と南海トラフ地震防災規程の写し1部

（正本2部は、消防本部用、事業所返却用。写しは、市町村用です。）

②届出先は、事業所の所在地を所管する消防本部です。

（全てを消防本部あてに送付してください。消防本部が正本1部を事業所に返還、写しは送付書と共に市町村に送付いたします。）

その他予防規程等の場合

届出していただく書類と届出先

①南海トラフ地震防災規程は、各法令で定める部数を所管する官公署へ送付してください。

②送付書（市町村長あて）と南海トラフ地震防災規程の写し1部を市町村防災主管部局へ送付してください。

※その他予防規程定等で所管する官公署が、市町村の場合は、消防計画の例に沿って消防本部へ送付してください。

5. 届出の期限

平成26年9月29日までに、上記4の届出先等に関係書類等を送付してください。